

## 令和元年 第9回栗原市農業委員会総会議事録

令和元年9月26日午後1時30分、下記の件の議定のため、令和元年第9回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 報告第 4号 農地法第5条の規定による許可申請取下願いについて
- 日程第 8 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可取消願について
- 日程第 9 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第12 議案第 5号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第13 議案第 6号 農用地利用集積計画について
- 日程第14 議案第 7号 非農地証明願について

### 1 出席委員 (23名)

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1番 三浦正勝 委員、       | 2番 大黒昭夫 委員、   |
| 3番 阿部一信 委員、       | 4番 吉田優俊 委員、   |
| 5番 岩淵敬一 委員、       | 6番 佐竹きみ子 委員、  |
| 7番 狩野善典 委員、       | 8番 大場裕之 委員、   |
| 9番 曾根金雄 委員、       | 10番 千葉優子 委員、  |
| 11番 鈴木春江 委員、      | 12番 尾形陽一郎 委員、 |
| 13番 及川正一 委員、      | 14番 多田仁一 委員、  |
| 15番 佐々木吉司 委員、     | 16番 菅原英俊 委員、  |
| 17番 岩淵弘 委員、       | 18番 佐々木弘 委員、  |
| 19番 佐藤勝 委員、       |               |
| 21番 秋山憲義 委員、      | 22番 米山嘉彦 委員、  |
| 23番 黒澤光啓 会長職務代理者、 | 24番 鈴木康則 会長   |

### 2 欠席委員 (1名)

- 20番 狩野和義 委員

### 3 議事に参与した者

事務局長補佐		阿 部 泰 憲
農地農政係 主 査		千 葉 美 香
農地農政係 主 査		白 鳥 峻
農地農政係 主 事		千 葉 和 哉
農地農政係 主 事		菅 原 佑 太

( 午後1時30分 開会)

#### 議長

ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。  
ただいまから、令和元年 第9回栗原市農業委員会総会を開会いたします。

#### 議長

ただいまの出席委員は、23名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

#### 議長

欠席の通告があります。  
議席番号20番 狩野 和義 委員から、所要のため欠席の通告があります。

#### 議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
なお、議案説明等のため、事務局長補佐ほか関係職員を出席させております。

#### 議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、議席番号12番 尾形 陽一郎 委員、  
議席番号13番 及川 正一 委員の両名を指名いたします。

#### 議長

日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] —

#### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定しました。

#### 議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長補佐から報告いたします。

#### 事務局長補佐

議案資料に基づき、8月29日から9月26日までの事務・事業実施結果並びに9月27日から11月10日までの事務・事業予定について、説明報告。

#### 議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

#### 議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告します。

第2区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

#### 事務局

第2区の番号1番は、金成地区の田2筆 5, 765㎡、排水不良の改善を図るための盛土で、完了後は、転作田として牧草を作付する旨の1案件を説明。

#### 議長

次に、去る9月20日、議席番号19番 佐藤 勝 委員、農地利用最適化推進委員の上山 喜志雄 委員及び 佐々木 進 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号19番 佐藤 勝 委員から報告願います。

#### 19番 佐藤 勝 委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る9月20日、書類審査をした後に現地確認調査を行ってまいりました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、現地を確認しますと、谷にな

っている水田に、近くの市道改良工事による残土を盛り土し、後に草地にすることであり  
ますので、特に問題はないものと判断してきました。

以上、報告いたします。

## 議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

## 議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告しま  
す。

第1区の番号1番から5番までの5案件、第2区の番号6番から9番までの4案件、第  
3区の番号10番から14番までの5案件、併せて14案件について、事務局から報告い  
たします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田2筆 4, 212㎡、贈与するためによる農地法第  
3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号2番は、高清水地区の田15筆 11, 235㎡、交換のためによる基盤法の賃貸  
借権設定解約の1案件、

番号3番は、一迫地区の田3筆 4, 630㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権設  
定解約の1案件、

番号4番は、一迫地区の田1筆 395㎡、賃貸借権再設定のためによる農地法第3条  
の賃貸借権設定解約の1案件、

番号5番は、瀬峰地区の田6筆 6, 030㎡、売買のためによる農地法第3条の賃貸  
借権設定解約の1案件、

第2区の番号6番は、金成地区の田9筆 10, 896㎡、

番号7番は、金成地区の田4筆 7, 817㎡、いずれも、双方合意による基盤法の賃  
貸借権設定解約の2案件、

番号8番及び9番は関連で、志波姫地区の田1筆 2, 338㎡、売買のためによる農  
地中間管理事業の賃貸借権設定解約の2案件、

第3区の番号10番は、栗駒地区の田1筆 321㎡、売買のためによる基盤法の賃貸  
借権設定解約の1案件、

番号11番及び12番は関連で、栗駒地区の田2筆 441㎡、

番号13番及び14番は関連で、栗駒地区の田2筆 271㎡、いずれも、双方合意に  
よる農地利用集積化円滑事業の賃貸借権設定解約の4案件、

以上、14案件を説明報告。

## 議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

## 議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告します。

第1区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 319㎡、売買のためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件を説明報告。

## 議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

## 議長

日程第7、報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請取下願について、を報告します。

第1区の番号1番から3番までの3案件について、事務局から報告いたさせます。

## 事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田1筆 2,344㎡のうち13.41㎡、

番号2番は、一迫地区の田1筆 5,793㎡のうち17.55㎡、

番号3番は、一迫地区の田1筆 3,074㎡のうち14.67㎡、いずれも、同一事業の関連案件で、営農型太陽光発電設備の業務用地として、令和元年6月10日付けで一時的転用許可申請したが、その後、周辺住民から同意を得ることができず、計画期間内に事業が実施できないことが判明したため、取下げを願い出る旨の3案件を説明報告。

## 議長

これで、日程第7、報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請取下げ願について、報告を終わります。

## 議長

日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について、を議題といた

します。

第1区の番号1番から6番までの6案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番から6番までは、いずれも同一事業の関連案件で、  
番号1番は、一迫地区の田1筆 2, 344 m<sup>2</sup>のうち2, 330.59 m<sup>2</sup>、  
番号2番は、一迫地区の田1筆 5, 793 m<sup>2</sup>のうち5, 775.45 m<sup>2</sup>、  
番号3番は、一迫地区の田1筆 3, 074 m<sup>2</sup>のうち3, 059.33 m<sup>2</sup>、  
番号4番は、一迫地区の田1筆 2, 344 m<sup>2</sup>、  
番号5番は、一迫地区の田1筆 5, 793 m<sup>2</sup>、  
番号6番は、一迫地区の田1筆 3, 074 m<sup>2</sup>、いずれも、令和元年6月26日付けで  
地上権設定及び区分地上権設定の許可決定となった案件であるが、営農型太陽光発電設備  
を設置するにあたり、周辺住民から同意を得ることができず、計画期間内に事業が実施で  
きないことが判明したため、許可の取消しを求める旨の6案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願についての、番号1番か  
ら6番までの6案件は、原案のとおり、取り消すことにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願についての、番  
号1番から6番までの6案件は、原案のとおり、取り消すことに決しました。

## 議長

日程第9、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題としま  
す。

初めに、第1区の番号1番から8番までの8案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田2筆 4, 212㎡、畑2筆 2, 609㎡、合計6, 821㎡、相手方の要望による姉への所有権移転贈与の1案件、

番号2番は、築館地区の田2筆 4, 703㎡、経営規模拡大による賃貸借権設定の1案件、

番号3番は、高清水地区の畑1筆 1, 438㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号4番及び5番は関連案件で、

番号4番は、高清水地区の田15筆 11, 235㎡、

番号5番は、高清水地区の田1筆 9, 960㎡、

番号6番及び7番も関連案件で、

番号6番は、高清水地区の田2筆 2, 080㎡、

番号7番は、高清水地区の田1筆 2, 023㎡、いずれも、耕作利便を図るための所有権移転交換の4案件、

番号8番は、一迫地区の田1筆 395㎡、経営規模拡大による賃貸借権設定の1案件、

以上、8案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、去る9月19日、議席番号1番 三浦 正勝 委員、農地利用最適化推進委員の熊谷 初美 委員及び 佐藤 秀男 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 秀男 推進委員から報告願います。

## 佐藤 秀男 推進委員

議案第1号、農地法第3条許可申請について、去る9月19日に書類審査及び現地確認を行いました。

書類審査の結果としては、特に問題はないものと判断しました。

以上、審議の程よろしく申し上げます。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号9番から13番までの5案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第2区の番号9番は、金成地区の田1筆 6, 266㎡、親子間の経営継承による農業後継者への所有権移転贈与の1案件、

番号10番は、志波姫地区の田1筆 882㎡、畑2筆 518㎡、合計 1,400㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号11番は、志波姫地区の田2筆 685㎡、相手方の要望による親戚への所有権移転売買贈与の1案件、

番号12番は、志波姫地区の田9筆 8,878.92㎡、畑5筆 1,432.47㎡、合計 10,311.39㎡、

番号13番は、志波姫地区の田14筆 19,345㎡、畑4筆 978㎡、合計 20,323㎡、いずれも、親子間の経営継承による農業後継者への所有権移転贈与の2案件、

以上、5案件が許可要件を満たしていることを説明。

### 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、上山 喜志雄 推進委員から報告願います。

### 上山 喜志雄 推進委員

議案第1号 農地法第3条許可申請について、去る9月20日に机上調査及び現地確認調査を行ってまいりました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、後継者への贈与が3件、親戚への贈与が1件、売買が1件となっており、内容的にも特に問題はないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。



—「質疑なし」—

### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号14番から16番までの3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第3区の番号14番は、栗駒地区の田1筆 321㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号15番は、栗駒地区の田4筆 9,477㎡、畑1筆 403㎡、合計 9,880㎡、親子間の経営継承による農業後継者への所有権移転贈与の1案件、

番号16番は、栗駒地区の田16筆 21,438㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

### 議長

次に、去る9月20日、議席番号16番 菅原 英俊 委員、農地利用最適化推進委員の 佐藤 東一 委員 及び 佐藤 憲一 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

### 佐藤 東一 推進委員

農地法第3条許可申請について、去る9月20日に書類審査を行いました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、14番は相手方の要望による経営規模拡大の売買、15番は経営継承による農業後継者への贈与、16番は労力不足による賃貸借権設定であり、許可にあたっては、特に問題はないものと判断してまいりましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から16番までの16案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から16番までの16案件は、原案のとおり許可することに、決定いたしました。

## 議長

日程第10、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。

第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、7月31日付けで、農業振興地域整備計画の農振地域から除外となった案件で、一迫地区の田1筆 143㎡を住宅用地として転用し、自宅に隣接して自家用車等の駐車場を造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地面積が2分の1を越えないことから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、熊谷 初美 推進委員から報告願います。

## 熊谷 初美 推進委員

議案第3号 農地法第4条許可申請について、現地確認を行ってまいりました。

現地を確認しますと、申請地は、申請人の宅地入り口に隣接する田であり、市道改良工事の残地として何も作付けされていない転作田でありました。

許可にあたっては、特に、周りに与える影響は無いものと判断してきましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して、宮城県知事に送付いたします。

## 議長

日程第11、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から6番までの6案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 319㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、都市計画区域内の用途指定地域内であることから、第3種農地である旨の1案件、

番号2番は、築館地区の畑3筆 877㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅及び業務用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場並びに親族が生業とする犬のブリーダー業務のドックランを建築造成するものであり、農地区分は、周囲が山林、宅地等に囲まれた10ha以下の小集団で、生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号3番は、7月31日付けで、農業振興地域整備計画の農振地域から除外となった案件で、築館地区の畑1筆 584㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転

用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、概ね300m以内に公共的施設である築館インターチェンジが存する、第3種農地である旨の1案件、

番号4番は、築館地区の畑1筆 31㎡を所有権移転贈与により親戚から譲り受け、住宅用地として転用し、自家用及び来客用の駐車場を造成するものであり、農地区分は、都市計画区域内の用途指定地域内であることから、第3種農地である旨の1案件、

番号5番は、7月31日付けで、農業振興地域整備計画の農振地域から除外となった案件で、高清水地区の田1筆 2,141㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、貸駐車場を造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地面積が2分の1を越えないことから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号6番は、7月31日付けで、農業振興地域整備計画の農振地域から除外となった案件で、一迫地区の畑1筆 433㎡を使用貸借権設定により母から借り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、山林、宅地等に囲まれた10ha以下の小集団で、生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

以上、6案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号1番 三浦 正勝 委員から報告願います。

### 1番 三浦 正勝 委員

4号議案、農地法第5条許可申請について、9月19日に書類審査及び現地確認調査を行ってまいりました。

番号1番は、個人住宅を建築するための所有権移転売買であります。現地を確認しますと、築館宮野中央に位置する畑で、近隣も既に宅地化されており、都市計画区域内の住宅地域でもありますので、転用の許可にあたっては、特に問題はないものと判断してきました。

番号2番は、現地を確認しますと、雑草と梅の木の樹園地、さらにその奥は、杉の木が生い茂る山林となっております。今回の計画は、駐車場、住宅、ドックランとして転用するものであり、周辺には民家が数件ありますが、騒音等の問題もなく、周辺農地の営農条件に与える影響もないことから、立地基準や目的達成の確実性を照らし合わせ、転用の許可にあたっては、特に問題はないものと判断してきました。

番号3番は、現地を確認しますと、まさに東北自動車道築館インターチェンジのすぐそばで、道路から50cmぐらい高くなっている何も作付けされていない畑でありました。周辺は、民家と道路に囲まれており、周辺農地に与える影響も無いことを確認できましたので、転用の許可にあたっては、特に問題はないものと判断してきました。

番号4番は、住宅地の中にある三角形の畑で、現在は野菜が作付けされておりました。

今回の申請は、周辺農地をまったく考慮する必要のない案件で、都市計画区域内の住居地域でありますので、転用の許可にあたっては、特に問題はないものと判断してきました。

番号5番は、現地を確認しますと、国道4号の南側に奥まった場所で、現況地目は田であります。何も作付けされていない耕作放棄状態の荒地でありました。周辺は、もう既に中古車置場として整備されており、一体的に利用するものと確認してまいりました。拡張に係る部分の敷地面積が2分の1を越えない不許可の例外規定に該当します。転用の許可にあたっては、下流部にため池及び水路、水田がありますことから、油漏れ対策を講じるよう条件をつけて許可すべきものと判断してきました。

番号6番は、先に農業振興地域整備計画の農振地域から除外となった案件で、現地を確認しますと、親の住宅の向かいにある畑で、野菜と牧草が作付けされておりました。今回の申請は、立地基準や目的達成の確実性から判断し、転用の許可にあたっては、特に問題はないものと判断してきました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

#### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

#### 議長

はい、22番 米山 嘉彦 委員。

#### 22番 米山 嘉彦 委員

番号5番の案件について、中古車販売を行っているとの説明であるが、中古車販売を行っている状況が見られない。中古車販売の実績は、どうなっているのか伺う。

#### 議長

はい、事務局説明

#### 事務局

今回の申請人は、不動産賃貸業を営んでいる業者であり、申請内容は、貸駐車場となっており、中古販売については、別の業者が行っているとのことである。中古車販売の実績については、別の業者が行っているとのことであるので、事務局では把握していない。

#### 議長

よろしいですか。先ほど、現地確認報告にもありましたとおり、油漏れ対策を講じるよう条件をつけて、許可すべきということでもあります。その辺も考慮しながら対応していく

こととしますので、ご理解願います。

他にありませんか。はい、15番 佐々木 吉司 委員。

### 15番 佐々木 吉司 委員

番号2番の案件は、申請人の個人住宅及び親族が生業とする犬のブリーダー業務のドックランということですが、犬のドックランについては、ペットとしてではなく生業ということですので、犬の数が多くなることも予想されます。近隣者及び隣接地の所有者の同意状況は、どうなっているのかお聞きしたい。

### 議長

はい、事務局説明。

### 事務局

生業とするドックランについては、犬が逃げないようにネットで囲いながら対応するということありますし、騒音等の問題についても予想されることから、近隣土地所有者の同意を得るよう指導を行い、書面により近隣土地所有者からの同意書を、提出していただいている案件となっている。

### 議長

よろしいですか、他にありませんか。

—「質疑なし」—

### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号7番から9番までの3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第2区の番号7番及び8番は同一事業案件で、

番号7番は、若柳地区の田1筆 32㎡を所有権移転売買により譲り受け、

番号8番は、若柳地区の田1筆 202㎡、畑1筆 536㎡、合計 738㎡を使用貸借権設定により父から借り受け、併せて、770㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅、進入路及び駐車場、家庭菜園を建築造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の2案件、

番号9番は、7月31日付けで、農業振興地域整備計画の農振地域から除外となった案

件で、金成地区の畑1筆 182㎡を所有権移転贈与により譲り受け、住宅用地として転用し、公道から居宅までの宅道を造成するものであり、農地区分は、周囲が宅地等に囲まれた10ha以下の小集団で、生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

#### 議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 進 推進委員から報告願います。

#### 佐々木 進 推進委員

去る9月20日に現地確認調査を行ってまいりました。

番号7番、8番は同一事業案件で、所有権移転売買並びに使用貸借権設定による転用、番号9番は、所有権移転贈与による転用であり、事業内容の詳細については、事務局から説明あつとおりでありますので、許可にあたっては、特に問題はないものと判断してきました。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

#### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

#### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号10番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第3区の番号10番は、栗駒地区の田1筆 1,313㎡、畑1筆 239㎡、合計1,552㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は、山林、原野等に囲まれた10ha以下の小集団で、生産性の低い第2種農地である旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、佐藤 憲一 推進委員から報告願います。

## 佐藤 憲一 推進委員

去る9月20日に現地確認調査を行ってまいりました。  
この案件は、所有権移転売買により太陽光パネルを設置するもので、詳細説明については事務局が説明したとおりであります。また、隣接地においては、雑種地及び山林となっており、周囲に与える影響もないことから、許可にあたっては、特に問題はないものと判断してまいりました。  
以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長

質疑なしと認めます。  
それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から10番までの10案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

## 議長

ご異議なしと認めます。  
よって、日程第11、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から10番までの10案件は、原案を可とすることに決しました。  
なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

## 議長

日程第12、議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。  
第2区の番号1番の1案件を審議します。



それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号1番は、金成地区の田1筆 858㎡、隣接する山林からの土砂運搬用通路の仮設道路として、一時転用許可を平成31年2月21日まで受けていたが、終期が過ぎてしまったことから、一時転用の終期を3年間延長し、令和4年2月21日まで変更するものであり、土地造成等の変更は一切無い旨、また、一時転用許可の終期が既に到着していた案件であったことから、始末書の提出済みである旨の1案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 進 推進委員から報告願います。

## 佐々木 進 推進委員

9月20日の現地確認調査の結果を報告いたします。

この案件の詳細については、事務局から説明あったとおり、工期延長に伴う仮設通路の一時転用終期の変更承認であります。申請日が送れたことについては、始末書の提出もあることから、特に問題はないものと判断してきましたので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1

番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

### 議長

日程第13、議案第6号、農用地利用集積計画について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から3番までの3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田3筆 4, 630㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の田9筆 17, 228㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号3番は、瀬峰地区の田6筆 6, 030㎡、所有権移転売買である旨の1案件、  
以上、3案件を説明。

### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番及び5番の2案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第2区の番号4番は、若柳地区の田8筆 7, 583㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号5番は、志波姫地区の田1筆 2, 338㎡、所有権移転売買である旨の1案件、  
以上、2案件を説明。

### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

**議長**

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号 農用地利用集積計画についての、番号1番から5番までの5案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

**議長**

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第6号 農用地利用集積計画についての、番号1番から5番までの5案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

**議長**

日程第14、議案第7号 非農地証明願について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

第1区の番号1番は、7月31日付けで、農業振興地域整備計画の農振地域から除外となった案件で、高清水地区の畑1筆 297㎡、願出地は、先代である父が管理していた昭和50年頃から宅道として利用され、現在に至っているものであり、雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

**議長**

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、熊谷 初美 推進委員から報告願います。

**熊谷 初美 推進委員**

議案第7号 非農地証明願について、去る9月19日に現地確認調査を行ってまいりましたので報告いたします。

申請地は、もう既に宅道として利用されておりましたので、農地への復元は難しいものと、また、隣接地も申請人の所有地となっており、周辺に与える影響もないことから、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしくお願

いたします。

#### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

#### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号2番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第3区の番号2番は、栗駒地区の田1筆 429㎡、願出地は、昭和46年頃に居宅を建築したときから宅地敷きとして利用し、現在に至っているものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

#### 議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号16番 菅原 英俊 委員から報告願います。

#### 16番 菅原 英俊 委員

議案第7号 非農地証明願について、9月20日に現地確認を行ってきましたので、報告します。

現地を確認しますと、底地はもう既に宅地化され、立派な居宅が建っておりました。また、両隣にも居宅が建っている状況でありました。このことから、昭和46年頃に先代が居宅を建てた際、転用許可・建築確認を取って建てたものの、登記をしなかったものと考えられます。また、現地の状況を見ても農地に戻すことは不可能と考えられますので、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

#### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

**議長**

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号、非農地証明願についての、番号1番及び2番の2案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

**議長**

ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第7号 非農地証明願についての、番号1番及び2番の2案件は、原案のとおり、承認することに決しました。

**議長**

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和元年 第9回 栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 2時45分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員